

## 中央大学特定課題研究費 一研究報告書一

所属	総合政策学部	身分	教授
氏名	目加田説子		
NAME	MEKATA, Motoko		

## 1. 研究課題

（和文）核兵器禁止条約成立過程における市民活動の考察

（英文）An Analysis on the role of civil society during the establishment of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons.

## 2. 研究期間

1年間（2018年度）

## 3. 研究の概要（背景・目的・研究計画・内容および成果 和文 600字程度、英文 50word程度）

（和文）

本研究では、2017年7月に成立した核兵器禁止条約（核禁条約）の成立過程につき、市民社会が果たした役割に着目し、他の主体（国際人道団体、国際機関、一部の政府）との連携が結果にもたらした変化について検証した。問題意識の背景には、軍縮分野における進展——①国際法整備や履行と普遍化、②兵器の削減・禁止といった物理的成果、③兵器が齎す問題の根本的解決（人的被害と社会経済復帰、土地汚染の排除等）——は、古典的理論で分析対象とされる国家の動態のみによる考察では限界があり、多様な主体による中長期的連携の分析が不可欠だとの認識がある。これは、1990年代以降の通常兵器を巡る議論と蓄積された研究・経験から明らかであり、核兵器が他の兵器と異なる性質（政治的、軍事戦略的価値）を有する点を踏まえても不変であると考えられる。それは、軍縮・安全保障の分野において、人権やジェンダー、環境といった非軍事的価値への考慮なくして進展はあり得ず、こうした価値を推進する主体として市民社会等のプレゼンスが増している時代に変容してきたことを意味する。今日の国際政治で「人道的軍縮」という呼称が盛んに用いられる由縁であり、核禁条約の成立の鍵もこの点にある。

研究成果の一部は、日本軍縮学会報告（2018年4月14日部会1「市民社会と対人地雷禁止条約—「人道的軍縮」の定着化」、2019年4月13日部会「軍縮と市民社会」）、山口響監修『核兵器禁止条約の時代』「3章 核兵器禁止条約はこうして実現した」法律文化社（2019年3月）にて発表済みである。

（英文）

This research focused on the role civil society played in establishing the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW). The main findings are; first, that the partnership between civil society actors and a handful of governments were essential in mobilizing the world to begin discussing about the possibility of establishing a new treaty; second, that considerations of un-normative aspects such as environment, gender and human rights were indispensable even in writing a nuclear disarmament treaty; and third that these trends remain to be irreversible at least for a foreseeable future.